

○金融庁告示第三十三号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十一号）第二条ただし書（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する金融庁長官が別に定める比率を次のように定める。

令和二年六月二十九日

金融庁長官 遠藤 俊英

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するため
の基準第二条ただし書（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する金融
庁長官が別に定める比率

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当で

あるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条ただし書（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する金融庁長官が別に定める比率は、三パーセントとする。

附 則

（適用時期）

1 この告示は、令和二年六月三十日から適用する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和三年三月三十一日限り、その効力を失う。